2　女性政策調整官は、男女共同参画社会の形成の促進のための女性教育の向上及び普及に関する企画及び立案並びに調整に当たる。

3　外国人児童生徒教育専門官は、本邦に在留する外国人の児童及び生徒の学校生活への適応のための指導に関する専門的事項についての調査、指導及び助言（日本語指導調査官の所掌に属するものを除く。）に当たる。

4　日本語指導調査官は、海外から帰国した児童及び生徒並びに本邦に在留する外国人の児童及び生徒に対する日本語の指導に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

5　安全教育調査官は、学校における安全教育の充実、安全管理の徹底その他の学校安全の推進に関する調査、指導及び助言に当たる。

6　青少年有害環境対策専門官は、青少年の心身に有害な影響を与える環境の改善に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

［条を削る。］

（生涯学習調査官）

第二十一条の二　生涯学習推進課に、生涯学習調査官を置くことができる。

2　生涯学習調査官は、命を受けて、生涯学習に係る機会の整備の推進に関する調査、指導及び助言（地域学習推進課及び男女共同参画共生社会学習・安全課の所掌に属するものを除く。）に当たる。

3　［略］

6　女性政策調整官は、男女共同参画社会の形成の促進のための女性教育の向上及び普及に関する企画及び立案並びに調整に当たる。

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

（外国調査官）

第二十一条　生涯学習政策局に、外国調査官二人を置く。

2　外国調査官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち外国の教育事情に関する調査及び研究に関するものを助ける。

（生涯学習調査官）

第二十一条の二　生涯学習推進課に、生涯学習調査官を置くことができる。

2　生涯学習調査官は、命を受けて、生涯学習に係る機会の整備の推進に関する調査、指導及び助言（他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）に当たる。

3　［略］

第三款　初等中等教育局

（教育制度改革室及び地方教育行政専門官）

第二十三条　初等中等教育企画課に、教育制度改革室及び地方教育行政専門官一人を置く。

2　教育制度改革室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　初等中等教育の基準の設定に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

二　義務教育学校における教育並びに小学校及び中学校における教育で学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十九条の九第一項の規定によるものの振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（総合教育政策局並びに他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

三　初等中等教育の制度の改革に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（総合教育政策局並びに他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

第三款　初等中等教育局

（教育制度改革室並びに地方教育行政専門官、教員人事管理システム専門官及び教員メンタルヘルス専門官）

第二十三条　初等中等教育企画課に、教育制度改革室並びに地方教育行政専門官、教員人事管理システム専門官及び教員メンタルヘルス専門官それぞれ一人を置く。

2　教育制度改革室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　初等中等教育の基準の設定に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに生涯学習政策局並びに他課の所掌に属するものを除く。）。

二　義務教育学校における教育、小学校及び中学校における教育で学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十九条の九第一項の規定によるもの、中等教育学校における教育並びに中学校及び高等学校における教育で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定によるものの振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（生涯学習政策局並びに他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

三　高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。次号において同じ。）における定時制教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（生涯学習政策局並びに他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

四　高等学校における通信教育に関すること（生涯学習政策局並びに他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

五　私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成（産業教育のための施設の整備に係るものに限る。）に関すること。

六　初等中等教育の制度の改革に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。